

K 社会教育・文化・スポーツ

K-1 社会教育文化施設

**K-1-1 公民館数 K-1-2 公立図書館数 K-1-3 公立図書館蔵書数 K-1-4 公立図書館登録者数
K-1-5 公立図書館貸出冊数 K-1-6 文化財指定件数**

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料 茨城県教育庁文化課資料 茨城県立図書館資料 茨城県図書館協会「茨城の図書館」

K-1-1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行って、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、本館は更に「中央館」と「地区館」に分けられる。「中央館」とは、「公民館の設置及び運営に関する基準第7条第1項」に規定する「連絡等にあたる公民館」をいい、「地区館」とは、中央館以外の公民館をいう。分館は、社会教育法第21条第3項の規定により条例又は教育委員会規則により設置された公民館で「中央館」又は「地区館」に所属し、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているものをいう。本書の公民館数はこれらすべての総数である。

K-1-2 公立図書館数

公立図書館とは、図書館法第2条第2項に規定する図書館のうち、地方公共団体が設置するものをいう。

また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」とは、地方公共団体の設置する図書館にあっては、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕活動が行われているものをいう。

K-1-3 公立図書館蔵書数

公立図書館蔵書とは、公立図書館で閲覧に供している図書冊数をいう。なお、委託された図書及び未整理分も含む。

K-1-4 公立図書館登録者数

公立図書館登録者数とは、公立図書館において、あらかじめ館外貸出を受けるために登録した者の延べ数をいう。

K-1-5 公立図書館貸出冊数

公立図書館貸出冊数とは、公立図書館における館外貸出図書延べ冊数をいう。なお、自動車文庫及び巡回文庫分を含む。

K-1-6 文化財指定件数

ここでいう文化財指定件数は、国指定、県指定、市町村指定の合計で年度末の数値である。ただし、県値には全県指定の件数を含んでいるため、市町村の合計値と一致しない。

K-2 社会教育活動への参加

**K-2-1 青少年学級受講者数 K-2-2 女性学級受講者数 K-2-3 成人一般学級受講者数
K-2-4 高齢者学級受講者数 K-2-5 老人クラブ数 K-2-6 老人クラブ加入者数
K-2-7 テレビ受信契約件数 K-2-8 衛星放送受信契約件数**

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料 茨城県長寿福祉課資料 日本放送協会水戸放送局資料

K-2-1～K-2-4 学級・講座受講者数（青少年、女性、成人・一般、高齢者）

教育委員会及び公民館が青少年又は女性を対象に企画・実施した社会教育学級・講座数である。例えば、青少年を対象にするものには「青年学級」、「青少年教室」等が、また、女性を対象とするものには「女性学級」が、高齢者を対象とするものには「高齢者学級」「高齢者大学」等がある。

なお、「学級・講座」とは、『一定期間にわたって組織的・継続的に行われる集団的学習形態』をいい、開催回数や日数にかかわらず、単一の事業として実施していれば1学級・講座として計上されている。参加者数は、各学級・講座参加申込者数であり終了者数ではない。

K-2-5 老人クラブ数

老人クラブは、老人が老後の生活を健康で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進及びレクリエーション等の活動を行っている。活動は主に、地域のクラブごとに行われている。ここでいうクラブ数は、地域ごとに結成されているクラブ数の合計である。

K-2-6 老人クラブ加入者数

老人クラブの加入は、おおむね60歳以上で、ここでは、クラブに加入している老人の数を計上している。

K-2-7 テレビ受信契約件数

テレビ受信契約件数には、普通契約とカラー契約とがあるが、ここでは両者の年度末現在の契約件数の合計をいう。

K-2-8 衛星放送受信契約件数

衛星放送受信契約件数とは、放送受信契約のうち、衛星カラー契約、衛星普通契約及び特別契約を総称したものをいう。

なお、この契約件数は、日本放送協会（NHK）との契約のみである。

K-3 公共スポーツ施設

K-3-1 運動広場数 K-3-2 テニスコート数 K-3-3 クロッカー・ゲートボールコート数

K-3-4 体育館数 K-3-5 プール数

K-3-6 公立小・中・高等学校体育施設開放校数：屋外運動場、屋内運動場、プール

資料元 茨城県教育庁保健体育課資料

《公共スポーツ施設数》

市町村が設置し、直接管理・運営している施設、又は、法令等に基づいてその管理・運営を他の団体に委託しているスポーツ施設をいう。

K-3-1 運動広場数

本書でいう「運動広場数」は、多目的広場、野球場、ソフトボール場、陸上競技場及び球技場を合計したものをいう。

K-3-6 学校体育施設開放校数

学校体育施設開放とは、「学校教育活動以外の目的のために、学校体育施設を、自校の児童・生徒又は、広く地域住民一般の使用に供すること」をいうが、その使用目的を余暇活動としてのスポーツ、身体的レクリエーション活動（子どもの遊びを含む）に限定した数字がとられている。

開放の状況（昼間のみ、夜間のみ、昼夜間ともの別）及び開放の形態（定期的に開放）について7月1日現在でその年度に開放を実施している数値が計上されている。

なお、計数は各体育施設（屋外運動場、屋内運動場、プール）ごとに計上されているため、開放校数（合計）は延べ数である。